

令和5年度 第4回 高知県国民健康保険運営協議会 会議録

■開催日時：令和6年2月20日（火） 18時から20時まで

■開催場所：高知城ホール 2階 やまもも

■出席委員：久委員、西森委員、小田切委員、宮野委員、内原委員、南委員

計6名

※欠席5名（吉本委員、植野委員、中間委員、依岡委員、藤田委員）

■会議概要

○会議録確認委員の指名

- 高知県国民健康保険運営協議会運営要綱第5条第2項に基づき、久委員及び南委員が会議録の確認委員として指名された。

○議題

1 高知県国民健康保険事業特別会計の令和6年度当初予算(案)等について(令和6年度 国保事業費納付金の算定結果を含む)

▽事務局説明

[資料1]により、事務局が説明。

▽主な質疑応答・意見

(委員)

- 納付金は、算定の基礎となる数値の見込み方により算定結果が変わってくるので、そこを最初に説明してほしい。被保険者数はどのように見込んでいるのか。

(事務局)

- ◆ 厚生労働省から、前年の数値に出生及び死亡等の移動率を乗じるコーホート要因法という推計方法が示されている。

(委員)

- 全国一律でコーホート要因法を採用しなければならないのか。国が示す方法で推計して実数に近い推計結果になる都道府県とそうではない都道府県があるのではないか。

(事務局)

- ◆ 全国一律ではない。高知県が従来からコーホート要因法を採用しているということ。

(委員)

- 何故このことを言っているかということ、決算剰余金が増加しており、納付金が過大に算定されていることを懸念しているためである。国が示す方法でいいのか、

考えなければならない。

(事務局)

- ◆ 納付金額の算定に当たっては、被保険者数と保険給付費の2つの要素があり、保険給付費については、過年度の実績から推計している。近年はコロナによる受診控え等があったが、今年度は保険給付費が増加しており予算が足りなくなって増額補正をする予定であるように、正確に見込むことは難しい。ご指摘のとおり決算剰余金の増加に伴い基金残高が増加傾向にあるため、令和6年度予算では約10億円を納付金の抑制のために活用する予定である。

(委員)

- 被保険者数と保険給付費が主な要素なのであれば、まずそれを説明するべき。その結果として算定結果がある。

(事務局)

- ◆ 次回からの説明について、資料の追加も含めて検討する。

(委員)

- 結果として、市町村ごとの保険料の額はどうなるのか。

(事務局)

- ◆ 一人当たり納付金額では、基金を活用した後の数値で、対前年度7,976円の増額となっている。これを各市町村が保険料(税)にどう反映するのかについては、現在は統一保険料への移行期間であることから、各市町村の判断になる。なお、あくまでも平均であり、実際の保険料(税)の賦課に当たっては、3分の2程度の被保険者が軽減措置を受けている状況がある。

(委員)

- なぜ増額したかという点、被保険者数が減少し、一人当たり医療費が増加したからか。

(事務局)

- ◆ 加えて、前期高齢者交付金の減少という増額要因もある。

(委員)

- 人口が減少しており、被用者保険の定年延長も進んでいるため、被保険者数が減少するのはわかる。しかし、一人当たり医療費が増加するのは何故か。

(事務局)

- ◆ 納付金ベースで説明すると、令和5年度納付金を対前年度でマイナスの水準とした反動やコロナ禍の収束に伴い医療費が増加し始めていることが考えられる。

(委員)

- 国保被保険者の医療費が令和4年度から令和5年度にかけてどう増加しているかはわかるはず。内容を分析すれば増加要因がわかるのではないか。

(事務局)

- ◆ 金額では約37億円増加しており、2月補正を行おうとしている。その要因については、県内市町村に確認したが、わかっていない状況にあり、コロナによる受診控えの解消が要因ではないかと推測している状況である。他県においても保険給付費は増加しており、増加は全国的な傾向であると考えられる。

(委員)

- 一人当たり医療費の増加は、国保での状況か、それとも全体の状況か。

(事務局)

- ◆ 他県の状況については、国保での状況。国保新聞という専門紙においても、全国的な状況として増加していることが示されている。

(委員)

- 診療科によって差があるが、コロナによる受診控えは確かにあり、特に耳鼻咽喉科は、受診率が10%から20%程度低下していた。また、医学が進歩すれば、医療費は増加する。人口が減少するとはいえ、医療費が低下することは今後ないと考えられる。

(委員)

- コロナ禍の収束以降、後期高齢者の入院数は増加している。また、中山間地域では、所得が原因で受診控えをすることがよくあるとは聞く。

(委員)

- 健康保険組合においても、コロナ禍であった令和2年度・令和3年度は医療費が低く、令和4年度後半頃から医療費の増加は起こっている。明確な要因はわかっていないが、コロナの受診控えだったのではないかというのが、現在の判断である。国保と同じ動きなのではないかと考えられる。

(委員)

- 被用者保険においても医療費は増加傾向にある。国保は被用者保険よりも被保険者が高齢であることから、医療費増加の伸率は大きくなることが考えられる。ただし、一人当たり納付金額が対前年度7,976円の増額であることの適否については、判断しかねる。

(委員)

- 医療費の増加の内訳として、薬剤費の増加額はわかるか。

(事務局)

- ◆ まだ、そこまでの分析はできていない。

(委員)

- 薬剤使用の適正化の問題もあるため、薬剤費の増加が医療費の増加のどの程度を占めているのかを知りたい。

(事務局)

- ◆ 後日、情報提供させていただく。

(委員)

- 最近の診療報酬改定では薬価が増加している。

(委員)

- 高い薬剤が公費で賄われることもあるが、多剤投与等の問題にも注目していけばいかなければならない。

(委員)

- 時間は要するだろうが、どのような部分がどう増加しているか分析していけば、要因がわかってくるかもしれない。被保険者数は減少していくが、一人当たり医療費は増加している。このとき、一人当たり納付金額が対前年度 7,976 円の増額であることの適否については、誰も判断できないだろう。これだけ納付金額が増加していると、令和 12 年度までに完全統一ができるのかという疑問も出てくる。気になっていることは、全国一律の部分と高知県独自の部分とがあるのではないかということ。

(事務局)

- ◆ そもそも高知県は医療費が高い傾向にあり、この後説明させていただく高知県国民健康保険データヘルス計画(案)説明において取組を行っていくこととしている。

(委員)

- (保険料抑制のための)一般会計からの繰入は、もうできないのか。

(事務局)

- ◆ 赤字補填目的の一般会計繰入は、令和8年度までに解消していただくように市町村にお願いしている。

2 高知県国保データヘルス計画（案）について

▽事務局説明

[資料2]により、事務局が説明。

(委員)

- 頑張った市町村に対するインセンティブとしての交付金制度等はあるか。

(事務局)

- ◆ 統一保険料制度においては、頑張った市町村に交付金を交付したとしても、当該市町村は同交付金により（独自に）保険料を抑制することはできない。そのため金銭的なインセンティブは設けていないが、全市町村で頑張っていこうということにしている。

3 第4期高知県医療費適正化計画（案）について

▽事務局説明

[資料3]により、事務局が説明。

(委員)

- データヘルス計画も含め、事項的には、実施していただきたい事項を網羅しているため、後はどのようにしてこのとおり実施していくかということだと考える。1点お聞きしたいのは、例えば医療費適正化計画の記載内容を実施したとして、それはどこが検証し、どのようにしてPDCAを回すのか。

(事務局)

- ◆ 毎年度、進捗状況を取りまとめて県のホームページで公表する。最終年度の翌年度である令和12年度には実績評価を行い、その内容については、全保険者で行う取組であるため保険者協議会の意見をお聴きすることとなっている。

(委員)

- 毎年度の管理はどうなっているのか。

(事務局)

- ◆ 実務的には、県の国民健康保険課が県庁各課の取組を取りまとめて県のホームページで公表する。個別の取組については、当該取組の所管課が当該取組に係る計画に基づき適切に進捗管理していく。

(委員)

- 正直、屋上屋ではないのかという印象もある。医療費適正化計画は適切にPDCAを回している、あるいは推進に向けて取り組んでいるというときに、結局、各取組

の所管課に戻っていく。であれば医療費適正化計画とはなんなのかという気がしないか。

(事務局)

- ◆ まず、法律により各計画との整合性の確保が規定されている。また、第4期高知県医療費適正化計画の新規項目は、国の医療費適正化基本方針において新たに示された項目であることから、同項目については、今後、医療費適正化計画の記載項目が個別の関連計画に位置付けられていくという流れもあると考えている。屋上屋という部分もあるかもしれないが、医療費適正化効果のある取組をわかりやすくまとめて進捗管理していくということになる。

(委員)

- 他県では、医療費適正化計画推進協議会を設置しているケースがある。そのような会議が高知県において必要かどうかはわからないが、計画の推進母体が見えづらい状況と考える。

(委員)

- これは県の健康政策部として全体で考えなければならない課題だと思う。

(事務局)

- ◆ 法定計画であるため、県は策定する必要がある。

(委員)

- よく言われることは、市町村では1つの部署がまとまって示しているが県では分かれている。本当にこのやり方がいいのか工夫する余地があるのでは。

(委員)

- 法定計画というのもわかるが、より効率的に施策を推進していくための方法を検討されたらよいと考える。

令和6年3月18日

会議録確認委員 久 明史
南 鷹博